

## 基本目標5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現できるまちづくり

ワーク・ライフ・バランスを実現するため、仕事と家庭において男女が協力して子育てができるよう、労働環境の整備・充実を図るための取組みを支援します。また、市役所自らが率先してワーク・ライフ・バランスの実現に努め、意識啓発を進めるとともに、多様な働き方を選択できるよう保育サービスの充実や情報提供に努めます。

### 主要施策5-1 多様な働き方のできる環境の整備

事業名	事業内容	方向性	実施主体・関係課	評価
5-1-1 育児休業制度の普及・啓発活動	育児休業制度の普及・啓発を図り、男女共に育児休業制度を活用できる環境づくりに努める事業。 ■子育てと仕事の両立支援のための講座を実施 ★1回	事業の継続	文化人権推進課	△
5-1-2 就労環境改善への支援	就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて、啓発活動を行います。 ■勤労市民ニュースの発行 ★年2回各300部	事業の継続	産業振興課	△
5-1-3 就労情報の提供	公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、就労情報の提供に努めます。 ■求人情報紙の配置、ホームページでの提供 ★月2回	鎌倉市に特化した求人情報の提供 毎月2回の更新を継続	産業振興課	○
5-1-4 育児休業対策に要する費用への資金融資環境の整備	育児休業に必要となる資金について、鎌倉市と金融機関が提携して行う生活資金融資の対象とすることにより経済面での支援を行います。 ★0件	事業の継続	産業振興課	△
5-1-5 「鎌倉市職員子育てサポートプラン」の推進	鎌倉市に勤務する職員が安心して子育てできるように、職員生活と家庭生活を両立できる環境づくりや、職員の意識啓発を図ります。 平成22年6月に鎌倉市職員の育児休業等に関する条例を改正し妻の産後休暇中に夫の育児休業取得が可能になるなど、職員が安心して子育てできる環境整備に努めてまいりました。今後とも仕事と育児が両立できる環境整備に努めてまいります。 ★H26年度育児休暇取得者数 男性職員2人 女性職員15人	事業の継続	職員課	△



## 主要施策5-2 仕事と子育ての両立の推進

事業名		事業内容	方向性	実施主体・関係課	評価
5-2-1	男女共同参画社会づくり (実施計画事業名は「男女共同参画社会の推進」)	男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現のため、「かまくら21男女共同参画プラン」に基づき、施策の展開を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■フォーラム ★1回</li> <li>■セミナー ★2回</li> <li>■男女共同参画推進講座 ★2回</li> <li>■情報紙発行 ★2回</li> </ul>	事業の継続	文化人権推進課	△
5-2-2	父親への育児支援	父親が育児の知識や技術を身に付ける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。 また、父親の参加しやすい環境づくりに努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■両親教室 【父親の参加率 41.9%】 ★36回 実377人(うち父158人) 延666人(うち父191人)</li> <li>■親子ふれあいセミナー 【父親の参加率 0.6%】 ★10回 保護者数 158人(うち父1人)</li> <li>■ふたご・みつごのための親子講座 【父親の参加率 22.2%】 ★3回 保護者等数 27人(うち父6人)</li> <li>■おんぶで離乳食教室 【父親の参加率 6.1%】 ★12回 延344人(うち父21人)</li> <li>■父子健康手帳交付 ★262人</li> </ul> <p>【H21】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■両親学級 ★37.9% 546人(父207人)</li> <li>■親子ふれあいセミナー★5.9% 318人(父19人)</li> <li>■親子講座 ★1.5% 65人(父1人)</li> </ul>	父親の参加率の向上	市民健康課	○
5-2-3	ファミリーサポートセンター事業 (重複掲載1-3-6)	仕事と育児の両立等のため、育児支援や家事支援を必要とする市民が、育児支援・家事支援を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリーサポートセンター事業を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>★1-3-6参照</li> </ul>	事業の継続	こども相談課	-
5-2-4	子どもの家 (重複掲載1-4-13)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に、子どもの家を利用して、適切な遊び場及び生活の場を提供し、ガイドラインの遵守に努めつつ健全な育成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>★1-4-13参照</li> </ul>	待機児童数0人の維持と環境の整備	青少年課	-
5-2-5	各種保育サービス (重複掲載 主要施策1-4)	通常保育、延長保育、一時預かりなど各種保育サービスの充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>★主要施策1-4参照</li> </ul>	1-4参照	保育課	-

